

役員候補者選考委員会規程

第1条〔目 的〕

本規程は、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「Bリーグ」という）定款第22条および理事会規程第4条に基づく役員の選任にあたり、その候補者を選考する諸手続きについて定める。

第2条〔定 義〕

本規程において、役員とは、Bリーグの理事および監事を指すものとする。

第3条〔役員候補者選考委員会の設置〕

- (1) Bリーグに、役員候補者を選考するため、「役員候補者選考委員会」（以下「委員会」という）を設置する。
- (2) 委員会は、第4条2項に基づく発足時から第5条に基づく理事会への答申時まで存続する。
- (3) 委員会の運営を円滑に行うため、代表理事CEO（チェアマン）が指定する部署に「役員候補者選考委員会事務局」（以下「事務局」という）を置き、その長が事務局長を務める。

第4条〔委員会〕

- (1) 委員会を構成する委員は代表理事CEO（チェアマン）が以下の者から指名し、理事会の承認を得て委嘱する。
 - ① 理事
 - ② 監事
 - ③ 名誉会員
 - ④ 法務委員長
 - ⑤ 前4号のほか、理事長が委員として適任であると評価した者
- (2) 理事会は役員の改選を行う定時会員総会の6か月前を目途に委員会を発足させるものとする。
- (3) 委員は5名以上10名以下とし、このうち定款第21条第3項に定める業務執行理事およびその他、Bリーグの業務執行を行う者（以下単に「業務執行理事等」という）は過半数を超えてはならない。
- (4) 委員会には委員長1名を置くものとし、委員長は、委員の互選により定める。
- (5) 委員は再任を妨げない。

第5条〔委員会の目的〕

委員会は、役員の改選を行う定時会員総会に付議する議案を決定する理事会までに、委員会の決定により選出された代表理事CEO（チェアマン）候補者及びその他の理事・監事候補者をそれぞれ理事会に答申する。なお、役員の改選を行う定時会員総会以外で、理事、監事候補者を選任する場合は本規程の定めによらない。

第6条〔委員会の開催〕

- (1) 委員会は、その発足後速やかに開催するものとし、以後、第5条に定める理事会への答申を行うために必要に応じて適宜開催するものとする。
- (2) 委員会は、委員長が招集する。ただし、他の委員が招集することを妨げない。
- (3) 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。ただし、委員長に事故あるときまたはやむをえない事由により委員長が欠席する場合は、出席委員が協議のうえ、これを定める。
- (4) 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。
- (5) 委員会への代理出席および書面による委任は、いずれも認めないものとする。

第7条〔役員候補者選考基準〕

- (1) 役員候補者の選考基準は以下のとおりとする。
 - ① 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という）、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という）および「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年法律第50号）に定める要件を満たしていること。
 - ② Bリーグ定款、Bリーグ規約、およびこれらに付随する諸規程に定める資格要件を満たしていること。
 - ③ Bリーグ設立趣旨、Bリーグ理念、Bリーグ活動方針およびBリーグ将来構想に対する深い見識を有し、それらの推進にふさわしい人格を有すること。
 - ④ 企業経営全般、法律、会計、財務、スポーツまたはバスケットボールの分野において、専門的な知識や経験を有していること。
 - ⑤ 健康であり、業務に支障がないこと。
 - ⑥ 遵法精神に富んでいること。
 - ⑦ 一年度内の理事会におおむね3分の2以上、出席できる見通しがあること。
 - ⑧ 推薦対象者が公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「協会」という）に属する者である場合は、上記各号に加え、協会の要職に就いていること。

- ⑨ 推薦対象者がBクラブに属するものである場合は、第1号から第7号までの内容に加え、原則として取締役としてクラブの経営に2年以上携わっており、これに精通していること。
- ⑩ 推薦対象者がBリーグ、協会、Bクラブおよびバスケットボール・コーポレーション株式会社のいずれにも属しない者（いわゆる外部有識者）である場合には、第1号から第7号までの内容に加え、外部有識者としての独立性を保ちつつ、スポーツおよびバスケットボールの発展のための建設的な意見をする事ができ、当該意見を広く発信することができること。
- (2) 前項にかかわらず、以下のいずれかに該当する者は、役員候補者になることができない。なお、委員についても同様とする。
- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に定める暴力団員（以下、単に「暴力団員」という）または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者あるいはその他の反社会的勢力に属する者
- ② 次の事由により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- イ．一般社団・財団法人法に違反したこと
- ロ．公益法人認定法の規定に違反したこと
- ハ．暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の第2項の規定を除く。）に違反したこと
- ニ．刑法第204条、第206条、第208条、第208条の3第1項、第222条または第247条の罪を犯したこと
- ホ．暴行行為等処罰に関する法律第1条、第2条または第3条の罪を犯したこと
- ヘ．国税または地方税に関する法律中、偽りその他不正の行為により国税または地方税を免れ、納付せず、もしくはこれらの税の還付を受け、もしくはこれらの違反行為をしようとする事に関する罪を定めた規定に違反したこと
- ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、または刑の実行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。

第8条〔役員候補者の決定〕

- (1) 委員会は、最初に代表理事CEO（チェアマン）候補者のみを決定し、理事会に答申する。
- (2) 前項に基づき答申した代表理事CEO（チェアマン）候補者が理事会にて承認されたときは、委員会は、当該代表理事CEO（チェアマン）候補者に対して、他の理事・監事候補者名簿を作成して委員会に提出するよう指示する。
- (3) 役員候補者名簿に記載できる候補者の人数は、理事会が第4条第1項に基づ

いて委員を委嘱する際に、合わせて決定する。ただし、定款第21条第1項に定める理事および監事の定数の下限をいずれも下回らないものとする。

- (4) 役員候補者名簿に記載する候補者には、Bクラブに属する者および外部有識者がそれぞれ候補者総数の3分の1程度含まれているものとする。
- (5) 委員会は、第2項に基づき提出された役員候補者名簿に記載された各候補者について審議し、候補者を決定する。委員会は当該審議の際には、代表理事CEO（チェアマン）候補者に対して委員会への出席を求め、適宜質疑応答することができる。
- (6) 役員候補者の決定は、出席した委員の過半数の議決をもってこれを行う。否決された場合は、いずれかの委員が否決された候補者に代わる新たな候補者を推薦し、当該候補者につき議決を行う。
- (7) 委員が役員候補者となる場合には、当該委員は、当該役員候補者に関する決議には参加できず、その場合、当該委員は当該議案に関する定足数から除かれるものとする。

第9条【議事録の作成】

委員会の議事録につき、原則として事務局が議事録を作成し、委員へ確認の上、委員長が記名押印し、Bリーグに保管する。ただし、委員長に事故ある場合または委員長が欠席の場合は、出席委員が協議のうえ、押印者を定める。

第10条【改 廃】

本規程の改廃は、理事会の議決に基づきこれを行うものとする。

第11条【施 行】

本規程は、2016年3月2日から施行する。

【改 定】

2016年7月13日

2017年6月7日

2018年7月10日

2019年9月11日

2023年5月17日

2023年6月20日